

福岡県農業共済組合の運営方針

補償の充実

農業共済事業又は農業経営収入保険事業による完全引受、並びに高位の補償選択推進による補償の充実を図ります。任意共済においても、加入資格者の完全引受・高額補償の選択推進により補償の充実を図ります。

組合員負担の軽減

効率的な事業運営による組合員の負担軽減に取り組むとともに、共済資源の減少に伴う引受の減少等による賦課金収入等の減少の影響を組合員に転嫁させないよう努力します。

農家ニーズに即したサービスの向上

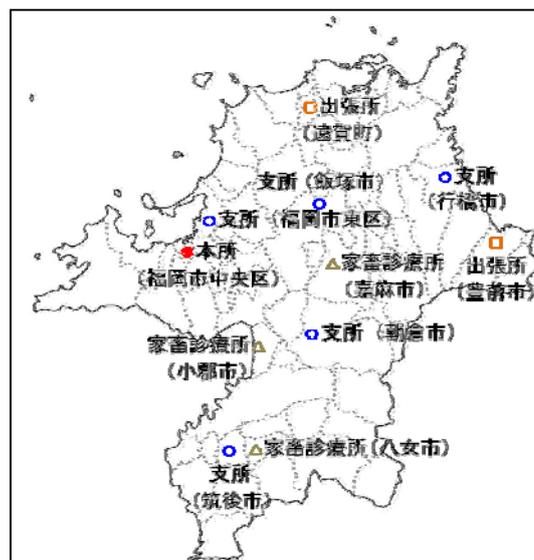
農家ニーズに即した補償を県下全域で均質に提供するとともに、損害防止活動及びリスク・マネジメント支援活動により農家及び地域社会のニーズにあったサービス提供を図ります。

執行体制の確立

農業情勢の変化に的確に対応しうる組織体制を構築し、保険機能と運営基盤の強化及び内部牽制機能を充実して効率的な執行体制を確立します。

協力組織の強化及び関係機関との協調

組合員との関係を強化するため、総代、損害評価会委員、損害評価員、NOSA I 部長等の組織を充実するとともに、市町村、JA 及び県普及指導センター等関係機関との連携を緊密にし、地域農業振興に積極的に参画していきます。



新組合の事務所所在地

合併の方法及び時期	県内5組合の新設合併とし、平成30年7月1日新組合設立とします。新組合設立後、連合会の権利義務は新組合に承継します。
新組合の名称及び区域	「福岡県農業共済組合」とし、区域は福岡県全域とします。
総代数	組合員300人に対して1人を基準とし、131人とします。
役員数	理事20人（うち1人は学識経験者）、監事3人の合計23人とします。
損害評価会委員、損害評価員、NOSA I 部長	事業運営等に支障が生じないよう、現状数維持を基本とします。
職員数	合併時の職員全員を新組合に引き継ぎますが、今後の業務量の推移を検討したうえで、効率的な職員数となるよう、継続的に検討していきます。
共済事業の種類	共済事業 農作物共済（水稻・麦）、畑作物共済（大豆）、果樹共済（なし・かき・ぶどう・うんしゅうみかん・キウイフルーツ）、家畜共済（乳用牛・肉用牛・種豚・肉豚・馬）、園芸施設共済（特定園芸施設・附帯施設・施設内農作物）、任意共済（建物・農機具）
	委託事業 農業経営収入保険事業（農業者生産の全ての農産物 ※） ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は除外されます。
共済掛金率	農家負担の公平性を図り、被害率に応じた危険段階別掛金率を設定します。
無事戻し	農業共済制度の改正に伴い、各共済事業とも平成32年度より廃止されます。
事務費賦課金単価	平成30年度については、各組合の現行の賦課単価とします。平成31年度より中庸を基本とした賦課単価で統一しますが、合併後の事業量の推移等を勘案し再検討します。